平成２３年（フ）第３２２６号
札幌市豊平区豊平３条７丁目２番22―202号
債務者　山田　健太
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２５６号
札幌市中央区南11条西23丁目２番３―426号
債務者　鳥之海美香（旧姓小野寺）
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２７６号
札幌市南区川沿３条２丁目５番13号　ハイツ下山105号
債務者　栗井惠美子
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２８３号
札幌市東区北37条東８丁目１番12―102号
債務者　井上　夏美（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２９０号
札幌市白石区北郷１条５丁目６番２号　白井荘８号
債務者　吉田　敏美
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２９９号
札幌市中央区南18条西12丁目２番23号　ライフステージⅠ―106号
債務者　大下　浩逸
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３０５号
北海道江別市大麻南樹町４番地　Ｂ６―306、住民票上の住所札幌市厚別区厚別南２丁目10番36号　ボナンザ結心Ⅱ―103
債務者　皆川　政信
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３０９号
札幌市中央区北５条西22丁目２番15号　サングリン円山北町201号
債務者　宮本　祥子（旧姓谷野）
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３３３号
札幌市東区北23条東３丁目６番14号　コーポ23―102号
債務者　畑中　和広（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３５９号
札幌市厚別区厚別中央１条２丁目15番６号　ハイムコメット311号
債務者　中田　直美（旧姓手塚）
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３８８号
札幌市厚別区厚別西１条１丁目８番18号　カームスクエアＣ101
債務者　千葉　信幸
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３８９号
札幌市厚別区厚別西１条１丁目８番18号　カームスクエアＣ101
債務者　千葉　千尋（旧姓両瀬）
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４２３号
札幌市白石区南郷通17丁目北１番４―29号
債務者　増田　瀬奈（旧姓小甲）
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４５８号
札幌市豊平区月寒東４条16丁目４番18号　第５コーポ南部201号
債務者　川渕　幸子
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４号
北海道士別市東８条北５丁目73番地２
債務者　小寺　里美
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２３年（フ）第４２６号
群馬県高崎市新町859番地１　県営104号
債務者　鈴木　昭宏
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第４３２号
群馬県高崎市新町1557番地５　第１宿舎205号
債務者　原　　幸弘
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
前橋地方裁判所高崎支部